

平成 23 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

刑 法 問 題 紙

A 日程

平成 22 年 10 月 24 日

16 : 00 ~ 17 : 30 (90 分)

(120 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 刑法の問題紙は 1 ページのみである。
3. 解答用紙は、問題 1 と問題 2 の 2 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 1 (70 点)

甲女は、生活費に困って、スーパーで店舗備付の買い物かごに多数の商品を入れたまま、レジ係の隙をついて、商品の代金を支払わずにその横を通過した。しかし、買い物袋に商品を詰めているうちに、子供の将来を考えて思い直し、ふたたびレジ台から陳列台の方に戻って、商品をすべて元の場所に戻した。他方、警備員の乙は、店内に設置された監視カメラで万引きの防止にあたっており、通常は、レジをすり抜けて店外に出る直前に摘発していた。乙は、このときも、甲の行動の一部始終を監視カメラで見えており、甲の不審な行動に気付いたが、甲が幼なじみで生活苦にあることを知っていたことや、店長と対立していたこともあって、甲の行動を黙認したのであった。

甲および乙の罪責を論ぜよ。

問題 2 (50 点)

甲は、某日深夜、自殺する目的で、自己の所有する店舗内にガソリンを撒いて火をつけた。この店舗は、10階建てマンションの1階部分にあり、マンションの2階以上が住居になっている。建物自体は耐火構造になっており、自動消火設備も常時作動し、各戸で生じた火災は、通常であれば、せいぜい側壁や天井を焦がす程度で鎮火するが、スプリンクラーの故障が放置されていたため、甲の店舗の天窓から出た火の粉により、2階にあるA宅に飛び火した。火の勢いに驚いた甲は、あわてて上記店舗から脱出したが、火災により店舗内の什器や事務機器が焼失した後、A宅の壁の一部を焦がした時点で、駆けつけた消防隊により消し止められた。

甲の罪責を論ぜよ。